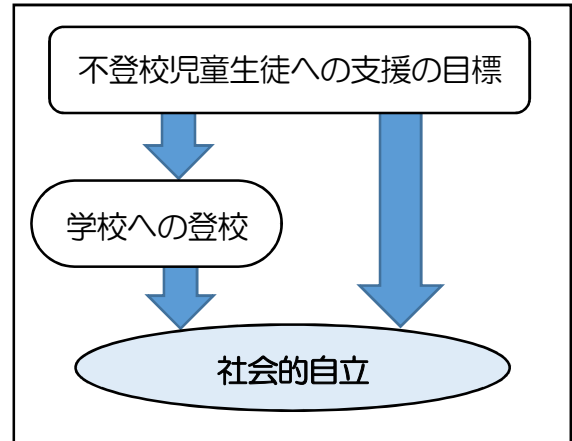


1 不登校児童生徒への支援の視点

不登校児童生徒への支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立して豊かな人生を送れるように、その社会的自立に向けて支援することです。その意味において、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが大切です。

児童生徒によっては、不登校の時期がいじめ等によるストレスから回復するための休養時間としての意味や、進路選択を考える上で自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つこともあります。しかし、同時に、現実の問題として、不登校による学業の遅れや社会的自立へのリスクが存在します。

これらのことは、文部科学省が平成26年に公表した、不登校経験者への調査結果からもうかがうことができます。



＜不登校経験者への調査結果＞

○肯定的な意見：「行かないことも意味があった」（回答者の32.6%）

- ・「不登校を経験したおかげで今の自分がいる」
- ・「不登校を経験したことで出会いや友人の大切さを知った」 など

○否定的な意見：「行けば良かったと後悔している」（回答者の39.4%）

- ・「当時は授業が嫌いで遊ぶのが好きというだけだった」
- ・「一般知識や対人関係の経験に乏しい点が悔やまれる」
- ・「不登校となったことで友人関係もなくなってしまった」 など

○中立的な意見：「仕方がない又は考えないようにしている」（回答者の28.1%）

- ・「当時は不登校をするしかなかったから仕方がなかった」
- ・「過去のことは考えても仕方がない」 など



参考：教育相談等に関する調査研究協力者会議（平成28年7月）「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」

調査結果は本来、単純に「肯定・否定・中立」などと分類できるものではありませんが、不登校経験者が様々な気持ちを抱えながら当時を振り返っていることがわかります。

同調査時点において、肯定的に捉えている者がいる一方で、何らかの後悔をしている者もいることから、教育関係者は不登校児童生徒一人一人の課題や立場に寄り添いつつ支援することの重要性を改めて認識する必要があります。

不登校となった原因や継続している理由が何であれ、児童生徒の社会的自立にとって望ましいことではありません。不登校児童生徒への支援や早期対応には、学校のみならず、学校間を越えての「組織的対応」などが大切なポイントになります。特に不登校児童生徒への支援に当たっては、P62に示した『児童生徒理解・教育支援シート』を活用していくことが効果的です。

V

自立支援

2 様々なケースへの対応と取組

児童生徒が長期欠席や不登校に至る理由は多様・複雑であり、その原因は一つに特定できないことも少なくありません。休み始めの対応を適切に行うことができなかつたために長期欠席や不登校が長期化・深刻化してしまうケースも見られます。教職員には、学校へ行けない児童生徒の状況を把握し、寄り添い、迅速かつ適切な対応をすることが求められています。

そのためには、学校組織をあげて、状況によっては外部の関係機関の力も借りながら、欠席の原因究明に努めるとともに、解決策を即時検討・実行する、教職員の危機管理意識が必要です。

そこで次ページからは、具体的な対応の仕方をご紹介します。

P70～P88…「要因別ケース」

P90～P93…「要因が複数考えられるケース」

※本資料集に掲載されている事例は、全て架空事例です

それぞれの事例について、積極的に研修会等で活用してください。

以下に、長期欠席や不登校の要因について、第I章（P3参照）やコラム「長期欠席や不登校」（P10参照）に示してはいますが改めて記載しておきます。

長期欠席や不登校の要因

文部科学省「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、次のように分類しています。

【長期欠席】

○連続又は断続して30日以上欠席

○欠席理由 「病気」 「経済的理由」 「不登校」 「その他」

「その他」
病気・経済的理由・不登校いずれにも該当しない理由

【本人に係る要因】

- 「学校における人間関係」に課題を抱えている
- 「あそび・非行」の傾向がある
- 「無気力」の傾向がある
- 「不安」の傾向がある
- 「その他」
- …本人や保護者と話をしても上記のような傾向が見えず、理由がはっきりしない

※平成26年度までの調査では、上記以外に「不登校状態が継続している理由」として下記の内容がありました。

- その他の学校生活上の影響
- 不安など情緒的混乱
- 意図的な拒否

【学校・家庭に係る要因】

〈学校に係る状況〉

- いじめ
- いじめを除く友人関係をめぐる問題
- 教職員との関係をめぐる問題
- 学業の不振
- 進路に係る不安
- クラブ活動・部活動等への不応
- 学校のきまり等をめぐる問題
- 入学・転編入学・進級時の不応

〈家庭に係る状況〉

- …家庭の生活環境の急激な変化
- 親子関係をめぐる問題
- 家庭内の不和 等

(1) 無気力

～事例～ 中学2年生 男子 A

5月のゴールデンウィークが終わり、Aは4月当初の緊張感も薄れ、欠席・遅刻が増えてきた。忘れ物が多くなり、授業においては「わからない」とあきらめて寝てしまい、学習意欲が次第に低下していった。何をしても「面倒くさい」と言い、2学期になると週に1日か2日程度の登校で昼夜逆転の生活となった。

対応例

「無気力」になる原因や背景・特徴

- 発達段階での体験が偏り、充足されていないことが影響している可能性が高い
- 自尊心が低く、自分の存在感が持てないために、やる気を失い、無気力になっている場合も多い
- 誘うと登校することが多いが、長続きはしない
- 欠席をそのままにしておくと、慢性化して登校がますます困難になる

「登校刺激」(P94 参照)
のタイミングが大切

「登校刺激」を与える？
「登校刺激」を与えない？

ケース会議で
的確に「アセスメント」
(見立て) をする

〈「登校刺激」の与え方 3つのポイント〉

○小出しにする

☞できるだけ小さく段階を区切って提示し、本人の様子を見てから次へ進む

○まずいときはすぐに提案を引っ込める

☞そのときの本人の反応によって判断する

○効果については翌日確かめる

☞調子が良さそうでも必ず結果を確かめておく。数日から一週間くらいはそっと様子を見て、再度試み、少しずつ刺激を与えながら回復を図る

参考：小澤美代子（平成15年）「上手な登校刺激の与え方」ほんの森出版

Aに対する支援

- Aの好きなこと、興味のあること、熱中していることや遊びについて理解する（ゲームなど、可能であれば一緒に行く）
- 友達に協力を求め、学校や学級とつながりが切れないようにする
- 学校や学級のことを伝える
- 意図的に小さな課題を与え、できたら褒めていく
- Aの学習意欲や能力にあった学習支援を行う

Aの保護者に対する支援

- SCと連携し、保護者の不安や焦りをよく聴き、保護者の心の安定を図り、協力していく関係をつくる
- Aの長所や少しでも良くなった点を保護者に伝える
- 少しずつ生活習慣を整えるように保護者と連携し、昼夜逆転の生活の改善が図られるようにする

【対応のポイント】

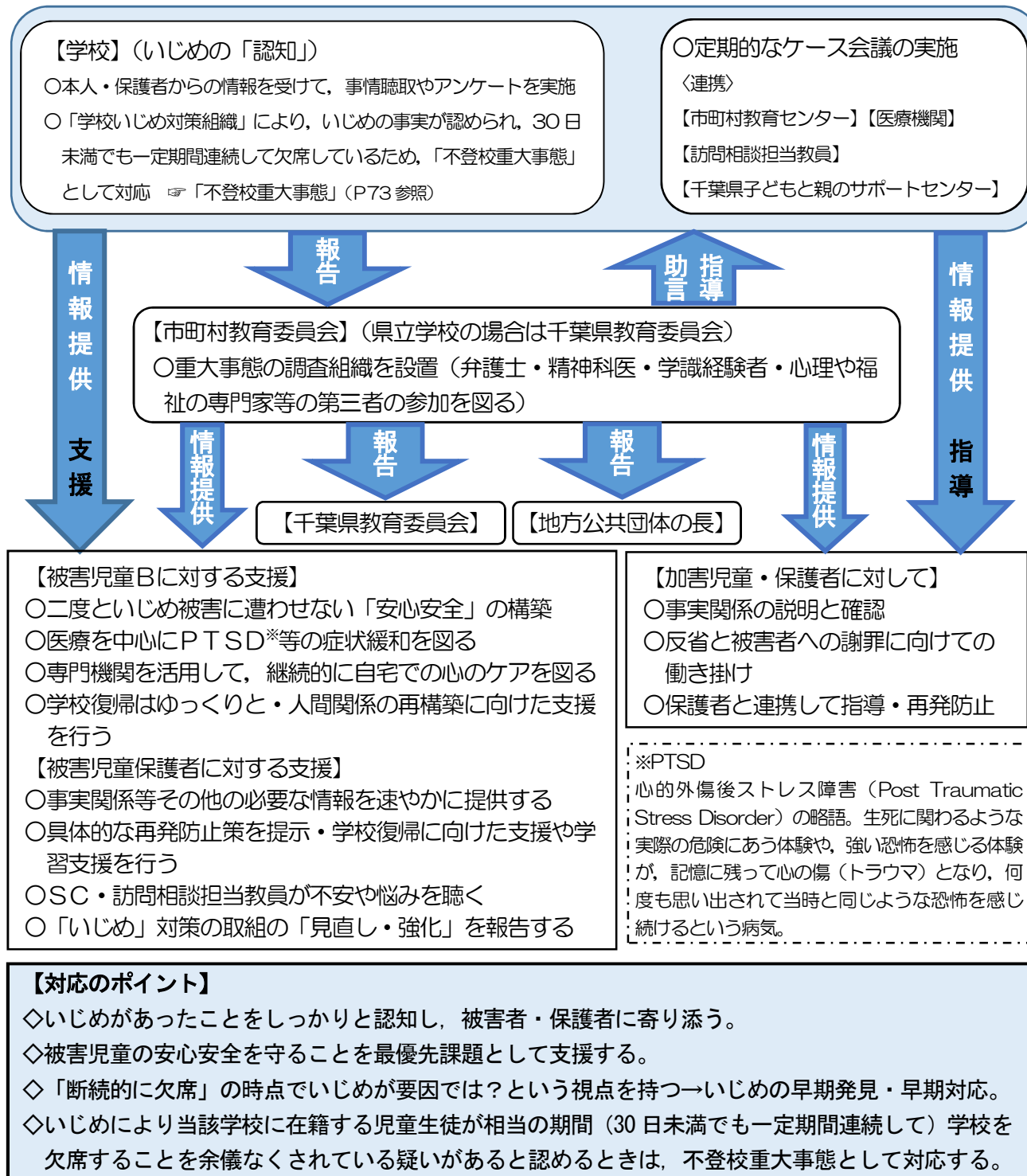
- ◇教職員が児童生徒の状況を見ながら、良好な関係づくりから始まり、学校につなぎ戻すよう積極的かつ継続的に関わる。
- ◇児童生徒の自尊心を高める支援と、生活習慣を改善する支援を保護者と協力して行う。

(2) いじめ

～事例～ 小学6年生 男子 B

9月以降、断続的に欠席するBに対して、教職員は家庭訪問や、迎えに行く等の支援をしていた。しかし、情緒不安が顕著になり、集団の中に入ることを拒絶し、登校できなくなった。まもなく保護者から、「同級生からいじめられていたと言っている」との相談があった。

対応例



いじめについての理解

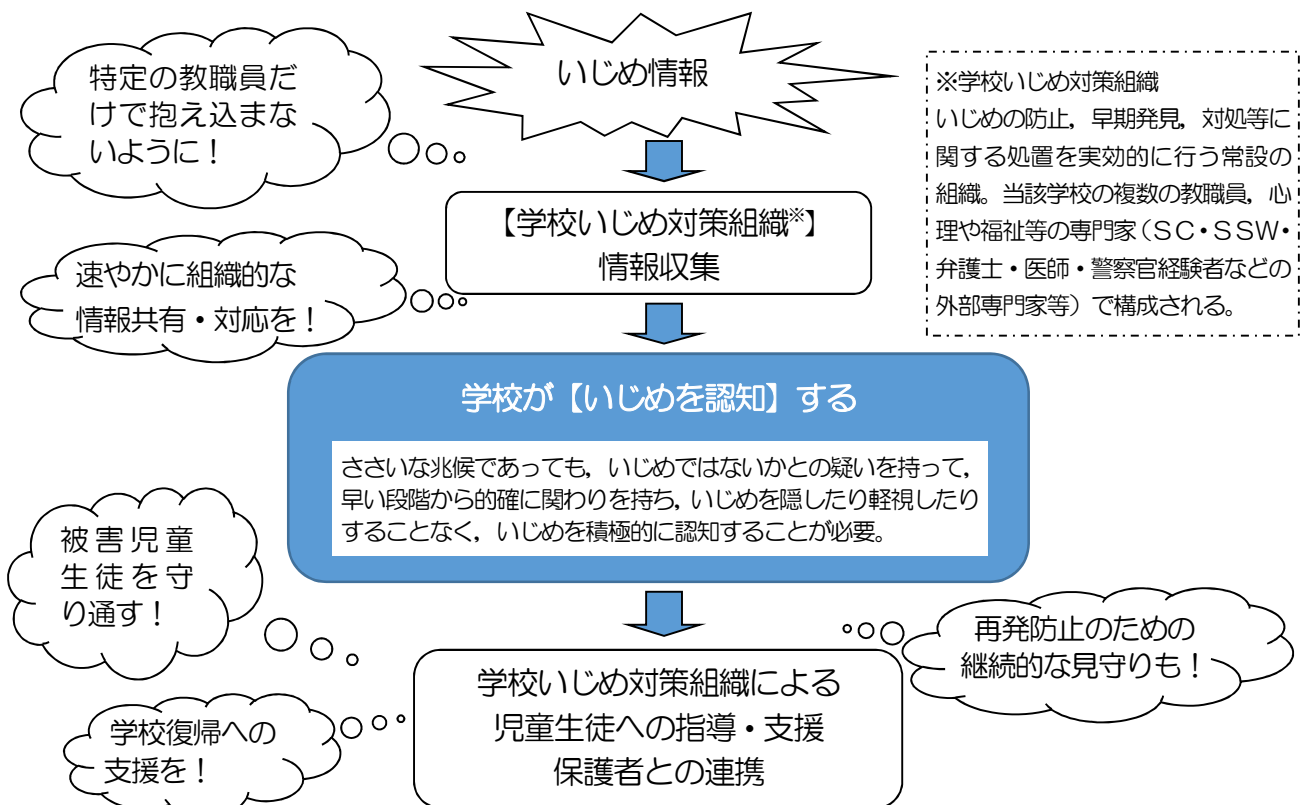
【いじめ】の定義《いじめ防止対策推進法第2条より》

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

具体的には、言葉や暴力によるいじめ、仲間はずれや無視などのいじめ、金品のたかりや強要、インターネットを通じて行われるもの等、発見しやすいものからそうでないものまで様々であり、犯罪行為として早期に警察に相談・通報することが必要なものも含まれます。

千葉県いじめ防止対策推進条例の基本理念「児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えること」等を踏まえ、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめへの対処）のための対策を行っていくことが求められます。



平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（千葉県）によると、いじめが原因で不登校となるケースは、小学校0.5%、中学校0.5%、高等学校全日制0.5%、定時制0.1%という結果になっています。不登校の原因がいじめに係る場合は、重大事態（P73参照）となります。

「重大事態」の意味

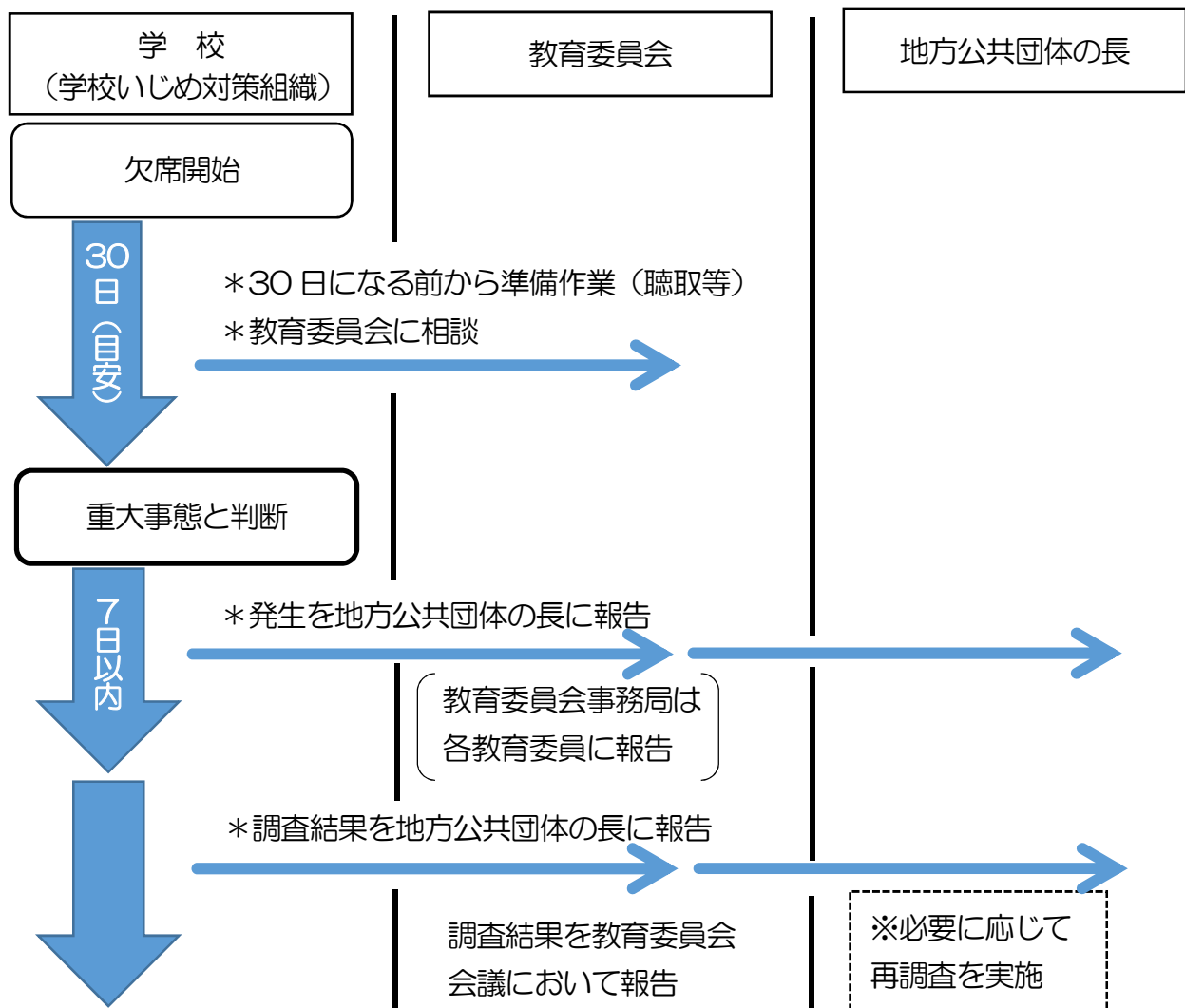
○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日未満でも一定期間連続して）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき【不登校重大事態】

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

不登校重大事態への対応フロー

<公立学校の場合>



- 児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的
- 重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手
- いじめによる不登校の場合、学校での調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）
- 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して支援
- 対象児童生徒とその保護者へ情報提供
- いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導

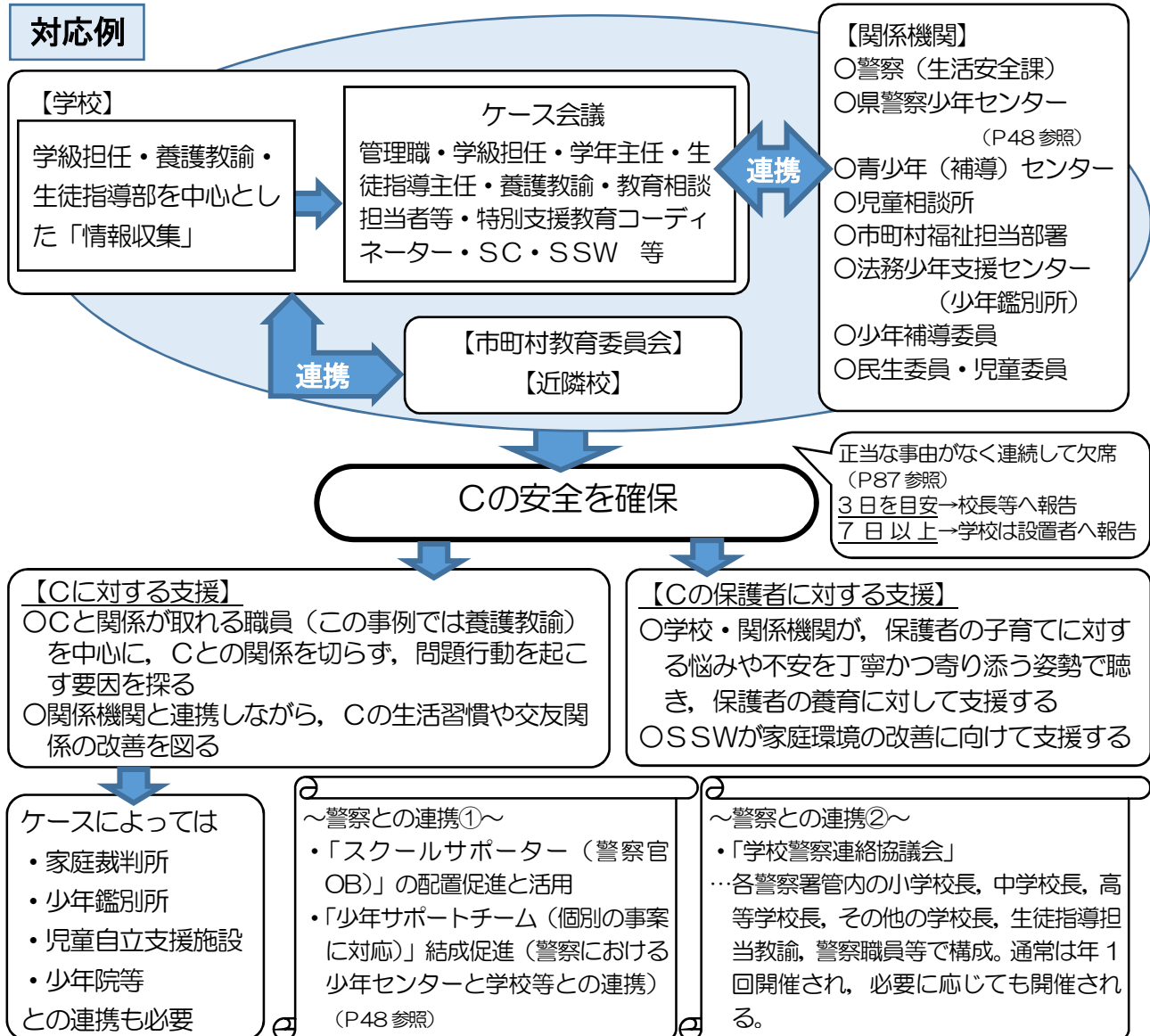
参考：文部科学省（平成28年3月）「不登校重大事態に係る調査の指針について（通知）」

(3) 非行傾向

～事例～ 中学2年生 女子 C

夏休みに日頃から行動を共にする非行グループの男子生徒と交際を始めた。深夜徘徊、喫煙、飲酒を繰り返すようになった。2学期に入り、母や学級担任の指導に対して反発。学校にはほとんど登校しなくなり、たまに登校するときは保健室で過ごし、学級担任とは顔を合わせたがなかった。2学期末に母から「Cが家出を繰り返して困る」と学校に相談があった。

対応例



【対応のポイント】

◇まずは、児童生徒の「安全の確保」が最優先。

◇決して見捨てることなく、粘り強く関わっていく姿勢が重要。

◇関係機関との連携は管理職が中心となるが、情報を共有してチームで対応する。

☞警察との情報共有については、千葉県教育委員会と千葉県警察本部をはじめ、県内全ての市町村教育委員会が警察と協定を結んでおり情報を共有することができる。ただし、情報の内容に応じて共有する範囲、共有した情報の扱いには、細心の注意が必要である。

(4) 発達障害

～事例～ 中学3年生 男子 D (小学4年生のとき「広汎性発達障害」と診断)

特別支援学級のDは小学5年生のとき、友達とのトラブルをきっかけに不登校になった。家でパソコンの対戦型ゲームに夢中になり、1日中やり続け、昼夜逆転の生活リズムになっていった。中学入学当初は数日登校したが、再び不登校になる。父は、学校に行かず家でパソコンのゲームばかりしているDを受け入れることができず、関わりを避けていた。母は学校に行かないDを他人事のように話していた。

対応例

学校

- 全ての教職員で情報の共有
 - ・小学校からの引き継ぎ内容等を振り返る
- ケース会議(学期2回実施)
 - ・今後の連携確認、関係機関との連携
 - ・管理職、教育相談担当者等、特別支援教育コーディネーター、長欠担当、学級担任、養護教諭、前学級担任、SC、特別支援アドバイザー、訪問相談担当教員等

関係機関

医療機関、中核地域生活支援センター、地区不登校等児童生徒支援拠点校等

※構造化
環境を整える働き掛けのこと。例えば「黒板に1日の日程を書き出す」「学習する場所と作業スペースを分ける」「絵カードで作業手順を明確に示す」など。

医療機関とも連携する

〈支援の方針〉

- 学校の特別支援教育の向上を図り、障害の特性に合わせた支援
 - ・日常生活の構造化*・パターン化
 - ・特性を生かした支援 等
- 家庭教育への支援
 - ・両親がDの障害について理解をして、Dに寄り添う
 - ・両親がDの自己肯定感を高められるよう助言・支援
 - ・両親のDの進路に対する考え方を一致させていく

生徒指導の機能を生かし、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業や指導・支援(P23~28参照)

些細なDの変化に気付く、当たり前のことでもDの頑張っているところを褒め、Dが得意とすることを認める

【Dに対する主な支援の具体策】

学校生活を構造化・パターン化し見通しを持たせる

- ・学校生活の構造化
- ・学習の流れのパターン化
- ・Dが興味を示す活動を定期的に取り入れる
- ・連絡帳の活用

自分で決めたことは忠実に守る特性を生かす

- ・登校日をDが決める(給食の献立表の活用など)
- ・学期の登校日数や登校下校時刻を決めさせる
- ・Dの主体性を高める

【Dの保護者に対する主な支援の具体策】

母にDの学校での頑張りを伝える

- ・連絡帳で学校の様子を知らせる
- ・学級担任や訪問相談担当教員、SCが母親の悩みを聴く

父にDのこだわりについての理解を促す

- ・訪問相談担当教員が父親に、Dの障害の特性を丁寧に説明し、父親がDを受け入れ、寄り添えるよう支援する

【対応のポイント】

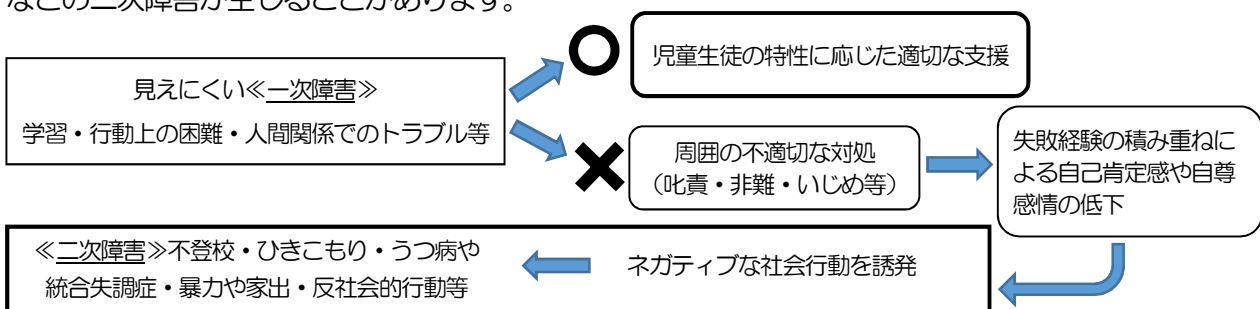
- ◇児童生徒の障害の特性に配慮して、1日・1週間の流れや授業内容を構造化・パターン化する。
- ◇児童生徒の頑張ったり興味へのこだわりを認め、支援的な関わりをすることで自己肯定感を高めていく。☞「生徒指導の機能」「ユニバーサルデザインの視点」を生かした授業や指導・支援

発達障害についての理解

不登校の要因として考えられる発達障害の「二次障害」

発達障害の可能性のある児童生徒等は、その特性により様々な困難を抱えているため、一人一人に応じた適切な支援が必要です。

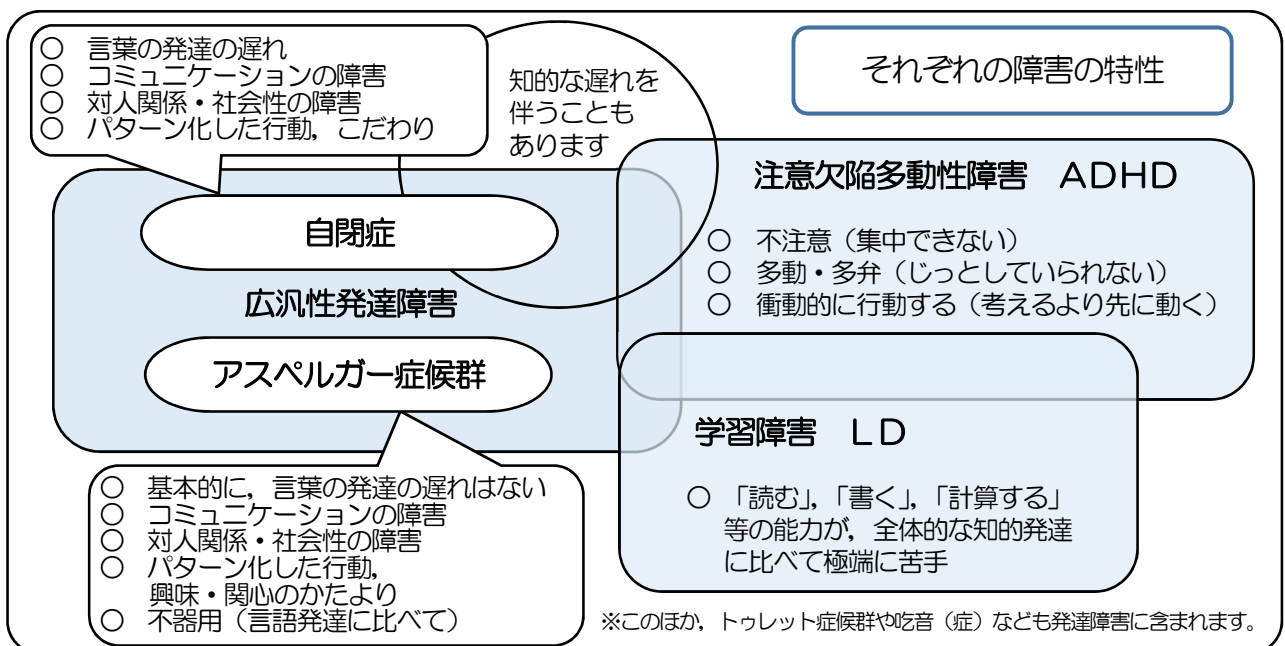
しかし、適切な支援が不足していると、学習や人間関係でいくら努力しても周囲から否定的な厳しい見方をされて、「やる気がない」「ふざけている」などの非難を受けてしまい、認められることよりも叱られる機会が多くなることも少なくありません。また、相手の気持ちを理解することが難しいためにいじめやからかいを受けてしまい、自信や意欲を失い、「自分はダメな人間だ」などと自己肯定感や自尊感情が低下していくこともあります。その結果、発達障害という一次障害から、不登校やひきこもりなどの二次障害が生じることがあります。



発達障害とは

発達障害には、以下に示すように様々なタイプがあります。対象の児童生徒がどれに当たるのか、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により症状の現れ方が変わってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

大事なことは、その児童生徒は何ができて、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「児童生徒理解」に努めることです。その児童生徒の障害の状態や特性に合った支援があれば、誰もが自分らしく生きていきやすくなります。



参考：「発達障害情報・支援センター」ホームページ

広汎性発達障害（自閉症／高機能自閉症／アスペルガー症候群）とは

自閉症は、3歳ぐらいまでに現れます。

○対人関係における困難さ

○コミュニケーションにおける困難さ

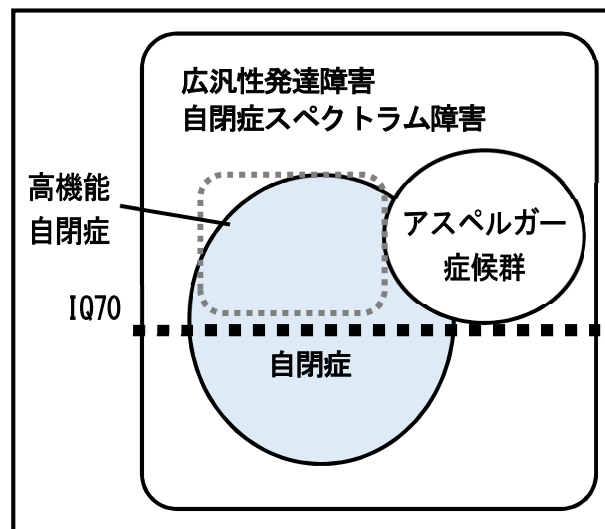
（言葉の発達の遅れを含む）

○興味や関心が狭くこだわりが強い

という3つの特性がある障害です。自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わない（IQ70以上）ものを「高機能自閉症」と言います。

自閉症やそれに近い特徴を持つ障害のまとまりは、「広汎性発達障害」、もしくは「自閉症スペクトラム障害」と呼ばれています。

アスペルガー症候群もそのまとまりに含まれる障害の一つです。「言葉の発達の遅れ」を伴わない点が高機能自閉症との相違点とされていますが、その他の特性は共通しています。



出典：千葉県教育委員会（平成25年3月）「～中・高等学校における発達障害の可能性のある生徒のための～すべての教員に求められる特別な教育的支援Q&A」

学習障害（LD）とは

学習障害（LD）は、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないものの、「聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力」のうち特定の能力のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障害をさすものです。医学的には、読字障害（ディスレクシア）、書字障害（ディスグラフィア）、算数障害（ディスカリキュア）などに分類されます。

注意欠陥多動性障害（ADHD）とは

注意欠陥多動性障害（ADHD）は、著しい不注意、多動性、衝動性を特徴とする行動の障害です。同じ年齢の人に比べて頻繁に見られ、しかも際立っています。

特徴として、

○7歳以前から見られる

○特定の場面だけではなく2つ以上の状況で見られる（例えば学校と家庭、放課後の遊びなど）

○それらが学校生活、家庭生活の支障となっている

これらの症状が見られるときに、ADHDがあると診断されます。

発達障害の対応について

それぞれの特性を持つ児童生徒等への対応については、以下の学校や事業、資料を参考にしてください。

- ◆「県立特別支援学校一覧」 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/kenritsu/>
- ◆「特別支援アドバイザー事業」 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/adobaiza/index.html>
- ◇千葉県教育委員会（平成29年3月）「合理的配慮事例集 ～小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の事例を中心に～」
- ◇千葉県教育委員会（平成27年3月）「特別支援教育指導資料 平成27年度版」
- ◇千葉県教育委員会（平成26年3月）「～幼稚園・保育所における～発達障害の可能性のある子どもへの支援 Q&A」
- ◇千葉県教育委員会（平成25年3月）「～中・高等学校における発達障害の可能性のある生徒のための～すべての教員に求められる特別な教育的支援Q&A」
- ◇千葉県総合教育センター（平成24年3月）「実践 高等学校における学びを支えるための支援ガイドブック」

(5) - 1 家庭に係る要因（経済的な問題）

～事例～ 中学3年生 男子 E

父母と3人暮らし。父が失業し、母も精神疾患で働けず、生活が困窮し、家庭生活が不安定になった。その影響により、十分に食事が取れず、体重の減少など身体面にも影響が現れた。E自身も精神面が不安定化し、昼夜逆転など生活リズムが崩れ、欠席日数が増えていった。

対応例

「Eの発するサイン」

- 家庭での会話や行動の変化
- 精神面の不安定化
- 体重の減少・身体面の影響
- 欠席日数

サインを見逃さない教職員の児童生徒理解

学校（ケース会議）での「アセスメント」

経済的な困窮など家庭生活の不安が、Eの生活と心身状態の不安定につながっている

- 管理職によるSSWの要請
- Eの心身状態と家庭での生活状況の把握⇒「家庭訪問」「個別面談」
- 積極的な家庭への支援の必要性⇒「関係機関との連携」



コーディネーター（調整役）を中心とした継続したケース会議の実施
（出席する関係機関はP80 参照）

「学校・SSWによるEへの指導と支援」

- ・学校復帰と進路指導
- ・将来へ向け社会性を高め、自立心を育てる

「関係機関による家庭への支援」

- ・父への支援…生活困窮者自立支援制度※の活用（再就職支援・食糧支援）
- ・母への支援…保健師、家庭相談員、病院との連携、障害年金の活用
- ・家庭への支援…生活保護、就学援助制度、生活福祉資金貸付制度の検討

※生活困窮者自立支援制度

現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人を対象とする。働きたいけれど働けない、住むところがないなど、生活全般にわたる相談から支援までを行う制度。

▷厚生労働省ホームページを参照

【対応のポイント】

家庭への支援を効果的に進めるためには、コーディネーター（調整役）が必要である（学校・各機関の状況によって選出する）。コーディネーターが情報を集約してケースの動きを把握し、各機関の意見を調整・まとめ上げ、連携を深めていくことで支援が円滑に進む。

(5) - 2 家庭に係る要因 (児童虐待)

～事例～ 小学4年生 男子 F

母と2人暮らし。母は仕事で夜遅くまで帰らず、Fは自宅で一人きりの時間が多かった(母は翌朝や風過ぎに帰り、仕事であるかどうか不明)。食事・養育を十分に受けられず、生活リズムが不安定となり、学校へ足が向かなくなり、近隣からも心配する声が上がっていた。

対応例

上記の状態は、ネグレクト(養育の放棄)に該当すると言える。この状況が続くと、Fの健康面や安全面に危険があり、さらには、引きこもりや、非行等の状態に向かう可能性がある。学校はこの状況を発見した場合、児童生徒の安全を守るため、「児童虐待の防止等に関する法律第6条」に基づき、市町村の児童福祉担当部署(P80参照)又は児童相談所等への通告を行う義務が課せられている。

① 学校の状況確認と働き掛け(市町村の家庭相談員、民生委員・児童委員と連携)

学校では前年度に、Fとの面談や家庭訪問で家庭状況や養育の状況を把握

- ・市町村の家庭相談員や民生委員・児童委員に相談
- ・家庭訪問で母親と面談し、改善を求めた

☞×改善されない!

② 児童相談所への通告

改善されない状況が続き、Fの安全を確認できなくなった

☞学校長から児童相談所^{※1}へ通告

③ 関係機関との連携

学校で、教職員・児童相談所・市町村の家庭相談員・民生委員・児童委員・SSWと会議を開催

☞その後、Fは一時保護^{※2}を経て児童養護施設へ入所

※1「児童相談所」

子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもの福祉を図りその権利を擁護することを目的として都道府県等が設置する行政機関。児童相談所は、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する以下の相談に対して相談援助活動を行っている。

- ・養護相談：児童虐待、その他の養護相談
- ・保健相談：未熟児、虚弱児、その他の疾患等
- ・非行相談：く犯等、触法行為等
- ・育成相談：性格行動、不登校、適性、育児・しつけ
- ・障害相談：肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、発達障害
- ・その他相談：上記のいずれにも該当しない相談

※2「一時保護」

児童相談所が児童福祉法に基づき、援助方針決定まで、子どもの身柄を預かること。原則2か月以内(延長有)。その後、家庭復帰又は里親委託・施設への入所等につながる。

【対応のポイント】

児童虐待を発見した場合、通告するとともに、児童生徒と家庭の状況を確認する必要がある。そのとき、児童生徒用の個人カルテ(個別記録)を作成し、本人の様子に加え、家庭など環境や関係機関などを整理すると次の支援につながりやすい。時系列で対応の記録を残すことも、経過の確認、関係機関と連携する上で必要である。

学校は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見と早期対応に努め、市町村又は児童相談所等への通告義務を果たさなければならない。

家庭環境への支援（連携する関係機関）

千葉県ホームページ から、「暮らし・福祉・健康」「教育・文化・スポーツ」をクリックすると、より詳しい情報を得ることができます。



児童虐待

- （市町村）家庭児童相談室
- （市町村）要保護児童対策地域協議会
- 児童相談所
- 千葉県福祉事務所（町村を所管する健康福祉センター〈保健所〉）
- 児童家庭支援センター
- 警察
- 中核地域生活支援センター 等

○児童虐待の4種類…「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「ネグレクト（養育の放棄）」
 ○市町村の児童福祉に関する相談窓口…「子育て支援課」「こども家庭課」「健康福祉課」等、市町村により名称が異なる。児童虐待の通告窓口。

DV
 （ドメスティック・バイオレンス）

- （市町村）DV相談窓口
- 千葉県女性サポートセンター
- 健康福祉センター（保健所）
- 男女共同参画センター
- 警察
- 中核地域生活支援センター
- NPO法人・民間団体 等

精神保健

- （市町村）精神保健の相談窓口
- 千葉県精神保健福祉センター
- 健康福祉センター（保健所）
- 医療機関
- カウンセリング機関
- 中核地域生活支援センター 等

障害

- （市町村）障害福祉の相談窓口
- 千葉県障害者相談センター
- 千葉県発達障害者支援センター（CAS キヤス）
- 健康福祉センター（保健所）
- 障害者就業・生活支援センター
- 中核地域生活支援センター
- NPO法人・民間団体 等

ひとり親家庭

- （市町村）ひとり親家庭の相談窓口
- 千葉県母子家庭等就業・自立支援センター
- 健康福祉センター（保健所）
- 中核地域生活支援センター
- NPO法人・民間団体 等

子育て

- （市町村）子育ての相談窓口
- 児童相談所
- 児童家庭支援センター
- 健康福祉センター（保健所）
- 民生委員・児童委員
- 中核地域生活支援センター
- NPO法人・民間団体 等

生活困窮

- （県市町村）福祉事務所（生活保護等）
- 市町村社会福祉協議会
- 市町村生活困窮者自立支援制度窓口
- 民生委員・児童委員
- 中核地域生活支援センター
- （県市町村）教育委員会・県学事課 等

ひきこもり

- 千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」
- （市町村）ひきこもりの相談窓口
- 中核地域生活支援センター
- 地域若者サポートステーション
- 千葉県ひきこもり地域支援センター
- NPO法人・民間団体 等

家庭の抱える困難が複合的な場合もあります。ケースに応じて複数分野の関係機関との連携も検討しましょう。

【相談先・支援先に悩んだときには】

子ども・若者の状態や年齢、利用したい支援等により相談・支援先を探することができる「セレクトシステム（困難を抱える子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック）」もあります。（P135参照）

セレクトシステム 千葉県

(6) こころの病気が疑われる場合

～事例～ 中学2年生 女子 G

Gは4月に転校してきた。5月になると「だるいので休みます」と連絡があり欠席が続き、その後も体調不良を訴えて不登校になった。断続的に保健室登校はするものの、状態は改善されず、夜眠ることができなくなり、食事も取れなくなっていった。

対応例

「精神疾患等の障害のある児童生徒に対する指導・支援Q&A」(千葉県教育委員会ホームページ)
「こころもメンテしよう」(厚生労働省ホームページ)も是非参考にしてみてください。

STEP 1 ただの「体調不良」?

○休み始めの時点で気付く力

「病気」による長期欠席にも

「不登校」が潜在化している可能性がある

STEP 2 どう見立てるか?

○情報をできる限り集める

学校では
診断できない・しない
⇒医療機関へ

ケース会議によるアセスメント

〈G本人〉

- まじめで頑張り屋だが、失敗を極度に恐れる
- 以前通っていた学校へ戻りたいと思っている
- 吐き気や腹痛が心配で登校できない

〈保護者〉

- Gがわがままで感じている
- 子育てに自信を失いかけている
- Gの症状に振り回されている

STEP 3 どう医療につなげるか?

○専門的な知見を取り入れてチームで対応する

◆本人・保護者の十分な理解と同意が必要!

より専門的な立場から保護者へ丁寧に説明

- SC ○養護教諭 ○特別支援教育コーディネーター
- 市町村教育支援センター ○訪問相談担当教員など

STEP 4 〈医療機関と連携した支援方針〉⇒「医療」と「教育」で役割分担と連携

【Gに対して】

- 主治医と連携して定期的にGの状態と関わり方の留意点を確認(医療の方針に合わせた支援)
- 時間をかけた関わりを通して、受容的共感的な態度によって、Gの内面的な状態を知ることが重視される
- ゆっくりと段階的な登校刺激
- 会話や行動を記録する(主治医との連携に必要)

【保護者に対して】

- Gに対する関わり方を学級担任や養護教諭などと一緒に考える
- ⇒Gの「状態」や「苦しさ」、「甘え」の意味について理解を促す
- 家族間の関係調整に視点を置き、SCとのカウンセリングを行い、精神的な安定を図る

【対応のポイント】

- ◇学校だけで抱え込まないことが重要。学校と関係機関が連携してチームで支援する。
- ◇教育的支援と医療的支援の役割分担を明確にして、連携しながら改善を図る。

県立仁戸名特別支援学校や県立四街道特別支援学校では、一般疾患の他に、精神疾患等に関する教育相談に応じています。問題行動等に対する具体的指導の助言、他機関の紹介等のコーディネートなどの対応を行っています。詳しくは、各学校へお問い合わせください。

コラム執筆に先立ち、草稿を読ませていただき、この資料集が広く活用されたら、多くの子どもたちが救われるだろうという期待と、忙しい教育現場の先生方にどこまで実践できるのかという心配とが混ざり合いました。そこで精神科医としてよく質問される「どう接したらいいか」について、配慮していただきたい点に触れたいと思います。

1 うつと不安の特徴をつかむ

うつや不安自体は、人を豊かにする大切な感情です。映画「インサイド・ヘッド®」では、カナシミ（≡うつ）は人とのつながりを強固にし、ヨロコビの体験を強調し、人への思いやりや優しさにつながっている存在でした。ビビリ（≡不安）は身体的にも精神的にも危険なものから身を守る、保護的な存在となっていました。

子どものうつの特徴としては、怒りで表現されることがある点、頭痛や倦怠感など体の不調として訴えるところから始まる点です。自分の身体や心が思いどおりにならない、その理不尽さにイライラしてしまいます。怒りの矛先として家族や物にあたってしまうこともあります。また、気持ちの落ち込みとしてとらえる前に、頭痛や倦怠感（だるさ）に対して、小児科、内科を受診して検査では異常がないと言われ、さらに困惑されていることも多くみられます。

子どもの不安の特徴としては、分離不安（大切な人から離れる不安）や社交不安（人前での評価を恐れる不安）が不登校につながりやすいものです。分離不安では、家族と学校で協力しながら、大切な人と離れていられる行動範囲を広げていく関わりになっていきます。社交不安では、授業中か休み時間かで違いがあったり、大人と子どもで苦手な相手に違いがあったり、人によって違いがあります。何が不安になっているのか自分でもわからず言葉で伝えることができないため、行きたくないとなってしまうこともあります。

2 子どものストーリーを理解する

不登校に関して医療にくる子どもは病気があって不登校になるよりも、学校に適應できない何かがおきて不登校になり、不安やうつが生じてくることにはるかに多くみられます。診断書に“適應障害”と書かれていたら、「医療にできることよりも教育現場の工夫と知恵の見せ所です」と読み替えていただきたい気持ちがこもっています。

子どもが学校の内外で体験している問題の大きさを、大人は過小評価しがちです。よく聞かれるNGワードとして、「そんなにくよくよ考えないで前向きになろう」では励ましているつもりでも、考えていることやそう考えざるを得ない子どもの状況を完全否定しています。「心配しすぎよ」では、心配の背後にある、子どもが実際にあったであろう怖かった体験を無視していることになります。

大人の経験則からは“大したことはない”という現実的な判断があっても、子どもはそれぞれの経験則で物事を判断しているため、経験した時間の短さ、人間関係の狭さ、価値基準の狭さをふまえて、“あなたがそう考えるのも、そういう気持ちになるのも無理はない”というストーリーを一緒に作り上げていくことが大切になります。

3 主体的に経験を増やすこと、学習していくこと

うつになると、自分ができていることには目を向けず、活動を減らすことによって心地のいい活動もなくなり、自信がなくなり、人との関係も希薄になっていき、うつがさらに悪化して悪循環となります。その子どもの得意なものや興味のあるものから、誰かと一緒に楽しんでいく経験がこの悪循環を止めていきます。子どもが主体的に、楽しむこと、体に心地いいことを少しだけ、誰かとやってみることから始めます。活動が増えてからなら、苦手なことにも取り組む勇気がわいてくるものです。背中を押し過ぎてやらせてしまった活動は課題であって楽しみではありません。主体的にやれることが重要です。不安が強い場合は、悪い結果を予測して不安になるため、活動がしり込みしてしまい、「思ったほど悪いことが起こらない」という経験値が増えません。不安があってもやってみて、大丈夫だった経験が増えていくことで不安が軽くなって、さらに活動範囲が広がっていきます。チャレンジしていく内容は、怖いものランキングを作って子どもが勇気を出してやれるものから始めていきます。一人でやらせるのではなく、家族など信頼した大人と一緒にチャレンジしていくことが勇気を出すきっかけになっていきます。スモールステップでできる経験を少しずつ増やして、不安を自分の力で軽くすることができることを学習していくことが大切です。

4 レジリエンスを育てる

レジリエンスとは自然治癒力とか抵抗力ともいわれ、レジリエンスが高ければ、同じ状況になっても精神疾患にかかりにくいという力です。レジリエンスには様々な要素があり、“考え方が柔軟である”、“サポート資源が豊富”、“自己肯定感、自己効力感が高い”、“問題解決思考ができる”などがあげられます。人間的成長を大切にした配慮、チーム学校としての組織力、家族・学校連携力、身近にいるモデルとして信頼できる魅力的な大人たちの存在により、問題が起きてても不登校につながらないしなやかな強さをもったレジリエンスの高い子どもに育てていく教育現場であってほしいと思っています。

多くの観点があり、紹介しきれないこともあり、より詳しくは成書を参考にさせていただきたいところです。この資料集に参加させていただく機会を与えてくださった関係者の方々に感謝いたします。最後に、不登校児童生徒を病人扱いしなくても、子どもがその子らしさを磨き、人間的に育っていける環境づくりが進んでいくことを祈願しております。



(7) ひきこもり傾向

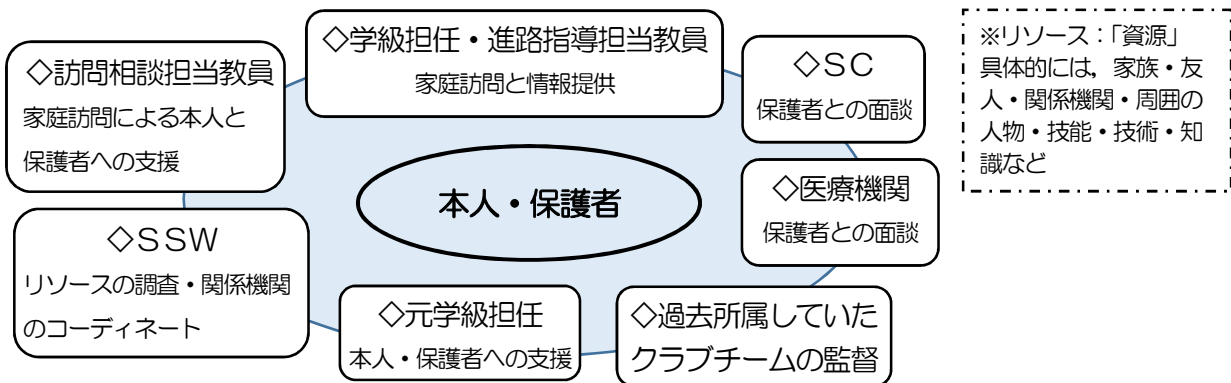
～事例～ 中学3年生 男子 H

中学校での学力不振、部活動の退部などをきっかけに不登校。3年生1学期より全欠。1日のほとんどの時間を自室でゲーム・動画などを見て過ごし、昼夜逆転生活で食事も部屋で孤食、家族との会話も徐々に減っていった。始めのうちは母が部屋に入ることはできたが、入り口のドアに鍵をかけるようになってからは家族も自由に部屋に入ることができなくなっていった。

対応例

【学校】 ケース会議でアセスメント
〈アセスメントの視点〉

○緊急対応の要否 ○医療の必要性 ○本人や家族のニーズ ○リソース*の有無



支援目標：Hが安心してつながれる人との関係づくり・安心できる場所への外出
Hの自己肯定感の回復

【Hに対する支援】

- 訪問相談担当教員の定期的な家庭訪問によりHを心理的な側面から支える
- 元学級担任に会うことを通して、Hが素直な気持ちを吐露し、進路についての話ができる環境をつくり、将来に希望を持てるようにする
- 所属していたクラブチームの監督に、Hを練習に誘ってもらい参加を促す
- 学級担任の定期的な家庭訪問により、人間関係の構築や進路などの情報の提供
- 進路指導担当教員が、家庭訪問をして進路についての説明をする

【Hの保護者に対する支援】

- SCとの面談を通してHの状況への理解を促し、適切な支援の方法についてSCから助言する
- Hに対して「褒める」「認める」関わりができるように支援する
- 訪問相談担当教員が定期的に訪問し、保護者の悩みに寄り添いながら支援を行う
- 元学級担任に保護者が相談できる体制をつくる
- SSWが中心になり、保護者を関係機関につなげる。さらに、Hが興味を持って外出できる場所や機会を探して、Hと保護者を積極的に応援する体制を整える

【対応のポイント】

- ◇人間関係の構築や支援は、スモールステップで計画を立て、あらゆる視点からリソースを探す。
- ◇「褒める」「認める」のような小さな成功体験を意図的につくり、自己肯定感の回復を促す。
- ◇進学や将来に希望が持てる関わりをつくり、少しずつ行動範囲を広げる。
- ◇義務教育修了後や社会的な関わりが薄れてきたときの支援について考える（P116参照）。

(8) 自殺をほのめかした場合

～事例～ 中学1年生 女子 1

小学校ではミニバスのキャプテンや児童会長を務めるなど、周りからは何でも自分でできてリーダー的な存在だと評価されていた。しかし、中学生になって勉強についていくことが難しくなり、部活動をやりながら家庭学習を夜遅くまでやって、翌日ふらふらになって登校することが続いていた。勉強して臨んだ定期テストが悪かったことをきっかけに不登校となり、「もうだめだ」「こんなはずではなかった」とふさぎこむことが多くなった。ある日、1が隠れてパソコンで死ぬ方法を検索しているのを母が見つけ、学級担任に相談した。

対応例

子どもの自殺を防ぐために、日頃から児童生徒の様子を観察して、微妙なサインに気付けるようにしましょう。

【学校】

○母から相談を受けた学級担任が管理職に報告

○ケース会議開催（管理職・学年主任・学級担任・養護教諭・生徒指導主任（教育相談）・SC・SSW）

【1への支援】（安全の確保・精神状態の把握・心配していることを伝える）

<1の状態・訴え>

気持ちの落ち込みが激しく、死にたい
気持ちが強い

死にたい気持ちが強くはないが、
漠然とした不安を訴える

勉強への不安や部活動の負担など、
学校生活を送る上での不安を訴える

<対応>

迅速に医療受診につなげる

SCとの面接を勧める

学級担任を中心に対応を検討する

保護者への支援

○1の見守りと、1の精神状態が不安定になったらすぐに医療機関を受診するよう提案する
○医療機関とつながった場合、医療機関と学校との連携の了解をお願いする

×安易な励まし
「大丈夫、頑張れば元気になる」
×叱る
「死ぬなんて馬鹿なことを考えるな」
→かえって心が閉ざされてしまう

自殺の危険が高まった
子どもへの対応

TALKの原則

Tell 言葉に出して心配していることを伝える

Ask 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる

Listen 絶望的な気持ちを傾聴する

Keep safe 安全を確保する

千葉県教育委員会「児童生徒の自殺防止対策啓発リーフレット」
文部科学省「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」を一読しましょう。

【対応のポイント】 「一人で抱え込まない」 「一喜一憂しない」

- ◇「死にたい」という発言に慌てず、家庭と連絡を取りながら本人の心身の状態を把握する。また、「秘密にしてほしい」という訴えに対しては、学校は守秘義務の原則に立ちながら、どのように校内で連携できるか、共通理解を図り、チームで対応する。
- ◇医療機関につながった場合は、主治医と連携を取り、学校としての適切な関わり方を確認する。
- ◇本人の言動に対して、善し悪しで判断せず、そうならざるを得なかった状況を理解して継続的に信頼関係を築く。

(9) 意図的な欠席

～事例～

Jは、小さい頃からプロゴルファーを目指していた。保護者もJもプロ志望の意志が固い。毎日のゴルフの練習や大会参加、海外遠征などで登校する日がほとんどなくなった。J及び保護者は、学校よりゴルフを優先し、今後も登校しない日が多くなると学校に伝えてきた。

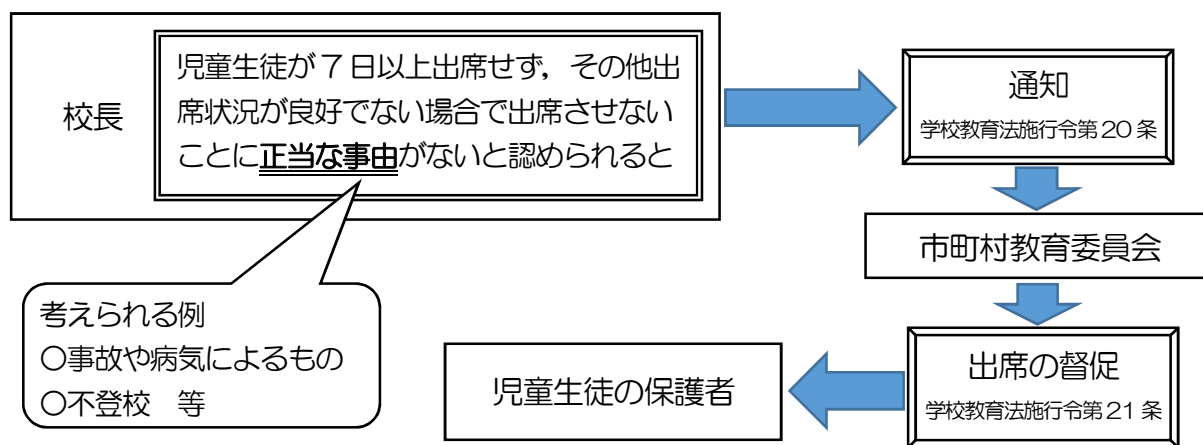
対応の際の法的知識

教育を受けさせる義務の法的根拠

- ・憲法第26条第2項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」
- ・教育基本法第5条「国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う」
- ・学校教育法第16条「保護者（略）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う」

就学義務の不履行について

参考：文部科学省（平成18年6月）初等中等教育分科会（第40回）
配付資料 資料3-2「現行の就学義務履行の督促の仕組み」



学校ができる支援

小・中学校の場合

- 副校長、教頭、教務主任、学年主任、学級担任等が中心となり学習支援の方法及び教材について検討する
- 学校への帰属意識が失われないよう、また「見捨てられ感」を持たないように、学校行事の案内や結果、学校・学級からの配付物等を定期的に家庭に届ける

※高等学校の場合

- 欠席時数等で進級や卒業に影響が及ぶ場合は、早期にかつ丁寧に情報を提供する
- 定期試験が受験できない場合、追試験等特別な配慮を検討する
- 学校との両立が難しくなった際、学習継続のための様々な方法（休学・転学等）について情報提供し、Jにとって最善の方法を一緒に考える

【対応のポイント】

- ◇保護者に就学義務があることを丁寧に説明し、本人と保護者を支援（応援）する（小・中学校）。
- ◇学校は「学習面」だけではなく「社会性」「コミュニケーション力」などを身に付ける場でもあり、児童生徒の成長の促進に大きな役割を果たしていることを本人と保護者に粘り強く伝える。

(10) 居所不明

「居住実態が把握できない」ことを「居所不明」といいます。学齢期及び就学前後の子どものうち、市町村教育委員会が各学校と連携しても、電話、文書、家庭訪問等による連絡・接触ができない家庭に属する児童生徒を、ここでは「居所不明児童生徒」とします。

※なお、文部科学省が行う学校基本調査で計上される「1年以上居所不明児童生徒」(P89参照)では、中学3年生や高校生は調査対象外となっています。中学3年生や高校生の場合、学校の対応としては、管理職の役割(P32参照)がより一層重要になります。

確認!

◇病気やけがなどの正当な事由がなく児童生徒が連続して欠席している場合、学級担任・養護教諭等が確認をした上で、3日を目安に校長等へ報告を行うことが必要!

◇正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、児童生徒本人の状況の確認ができていない場合は、学校は設置者へ報告を行うことが必要!

◇いずれの段階にあっても、学級担任や養護教諭等は、原則として対面で児童生徒本人と会い、状況を確認する必要あり!

参考: 文部科学省(平成27年3月31日)「児童生徒の『被害のおそれ』に対する学校における早期対応について(指針)」

対応例 児童生徒の所在がわからなくなってしまったとき

児童生徒本人と連絡が取れない場合

- 学校、家族、他の児童生徒、地域の人々等から情報収集
 - 必要に応じ学級担任やそれ以外の本人が信頼を寄せる教職員・大人、SC、SSW、スクールサポーターを活用
 - 必要に応じ児童福祉等の関係部門や警察等の関係機関とも連絡を取り合う
- ⇒本人の所在を明確にし、家庭に戻るよう働き掛ける

家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合

- 保護者と十分な話し合いを行い、早急に連絡が取れる体制を組むよう努力する
 - ・教職員(学級担任ではなくとも保護者が信頼を寄せている教職員)、SSW、教育委員会職員等が対応
 - ・本人の「被害のおそれ」を取り除くという観点から
- SSWを十分活用し、市町村の福祉部局や児童相談所等の関係機関等から情報収集
- 必要に応じて本人や家庭への支援体制構築についても検討

「保護者が児童生徒の家出を放置したまま、学校からの連絡に応じている」ケースや、「祖父母等の家に児童生徒だけが居所を移し、実際は保護者が監督できていない」ケースもあります。保護者と連絡が取れている場合であっても、「居所不明児童生徒」の対応が必要な場合もあるので慎重に!

まずは家庭訪問等による
状況確認と
関係者からの情報収集!

対応フロー 児童生徒を含む家庭の居住実態が把握できないとき

確認!

◇要保護児童対策地域協議会(要対協)(P47参照)の場を通じて情報共有を行う場合には、守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならないため、積極的に活用した方が良い!

◇市町村児童福祉主管部局、民生委員・児童委員や児童相談所への相談等、児童福祉関係機関等との連携が必要!

◇児童福祉関係機関による要保護児童の保護(虐待のおそれのある子どもの安全確認等)等の対応が必要となる事案も想定され得ることから、学校・教育委員会から、速やかに児童福祉関係機関との情報共有を図り、相互に連携して対応することが重要!

参考: 文部科学省(平成25年3月1日)「義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について(通知)」

総務省・文部科学省・厚生労働省(平成27年3月16日)「居住実態が把握できない児童への対応について」

海外に出国している可能性がある

(所在等の把握のため)
東京入国管理局への
出入(帰)国記録照会等を行う

居所不明児童生徒のうち、海外に出国している可能性の高い者が約4割！(参考：厚生労働省(平成26年11月13日報告)『「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果』)

ただし、海外に出国している可能性がある児童生徒も、実際は国内に居住している可能性も考えられることから、「国内に居住している可能性が高い」場合の対応についても並行して実施する必要あり！

国内に居住している可能性が高い

住所地市町村に居住している可能性が高い

市町村市内での対応

- 一元的な情報の集約・整理
- ・当該児童生徒の居住実態が把握できなくなった理由や時期、背景を調べて、**情報を整理**
- ・**居所不明児童担当部門と整理した情報を共有**

情報収集の例

市内の母子保健や児童福祉、教育委員会等の関係部署や関係機関と情報を共有する

住民基本台帳や戸籍の記載事項の変更等から、居住地に関する情報を把握

それでも実態が把握できない 又は
虐待が疑われ児童相談所の対応が必要

児童相談所に対応を求める

緊急対応が必要 又は
事件性がある

警察に相談

いずれの場合も
要保護児童対策
地域協議会への
参加も重要！

住民票を残して他の市町村へ居所を移した可能性が高い

当該児童生徒が住民票を残して他の市町村に居所を移していることを把握した場合、住所地の市町村は当該居所市町村に連絡し、所在等の確認を依頼する

当該児童生徒の居住実態が把握できたら、市内の居所不明児童担当部門、住民基本台帳部門、母子保健・児童福祉部門、教育委員会等間で所在等の確認ができた旨の情報共有を行うこと！

DV等からの避難に伴う転居の場合

ドメスティック・バイオレンス(DV)、児童虐待、ストーカー行為等の加害者に所在を知られることを危惧して住民票の転出・転入の届出を躊躇している場合等も考えられることから、当該家庭の意向をよく確認することが必要！

ODV等対策担当部門と連携し、DV等支援制度について説明する

○市町村間での情報共有に同意しないことについて合理的な理由があると認められる場合は本人の意向を尊重する

○居住地等の情報を知る者の範囲を必要最小限にするなど、厳重な情報管理を行う

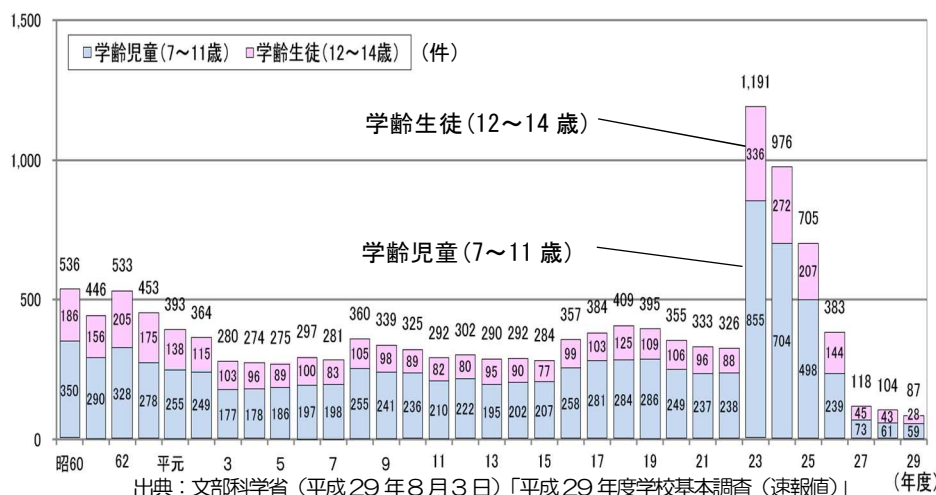
【対応のポイント】

学校は児童生徒の安全確保を第一に考え、組織として対応する。

1年以上居所不明児童生徒について

「1年以上居所不明児童生徒」とは、文部科学省が毎年行っている学校基本調査の中で計上されているものです。

この「1年以上居所不明児童生徒」が、平成23年にマスコミ報道をきっかけに注目を集めました。報道を受け、文部科学省が平成23年1月に全国の54市区町村を対象として緊急調査を実施したところ、学校基本調査で計上されている1年以上居所不明児童生徒について、調査上の不備が多数見つかりました。



調査の結果、文部科学省は平成23年4月「学校基本調査『不就学学齢児童生徒調査』における『1年以上居所不明者数』の取扱いについて」という通知を出しました。通知が出された平成23年度の「1年以上居所不明児童生徒」数が、前年の326件から1,191件へと急増しました。

一方、厚生労働省は平成26年に初めて「居住実態が把握できない児童」に関する調査を実施しました。この調査は現在も継続して実施されており、平成26年5月1日時点で居住実態が把握できない児童数は全国で2,908人でしたが、調査が進んだ平成29年5月1日では28人となっています。

また、平成27年の川崎市で中学1年生（当時）の男子生徒が殺害されるという痛ましい事件を受け、文部科学省は平成27年3月31日に「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について」の通知を出しました。その中で「児童生徒の『被害のおそれ』に対する学校における早期対応について」の指針を示しています。

現在の学校は、様々な事情を持つ家庭に対し個別対応が求められています。しかし、学校で得られる家庭の情報は少なくなっています。このような状況の中、援助を必要とする子どもに援助の届かない事態を防ぐために、何ができるかが問われています。

参考 児童生徒の「被害のおそれ」に対する学校における早期対応について【指針】（概要）

（平成27年3月31日）

○日常の体制

- （1）教職員が「組織」として情報共有し、対応できる体制を構築する。
- （2）子供のSOSを受け止める信頼関係を構築するとともに、相談窓口を周知する。
- （3）自身や友人に「被害のおそれ」があるときは信頼できる身近な大人に相談するよう指導する。
- （4）警察署や少年サポートセンターとの連携体制（学警連携協議会）を整備する。都道府県警本部と教育委員会等との間で学警連絡協定の締結等を行う。
- （5）学校と保護者や地域住民等との連携・協働体制を構築（コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）、学校支援地域本部、家庭教育支援チーム等を活用）する。

○欠席時の対応 ※原則として対面で安全を確認（P87参照）

○学校・設置者は速やかに支援体制を構築するとともに、以下のような場合等に応じて、関係機関とも連携しつつ対応する。

- ・所在不明の場合
- ・家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合
- ・非行グループ等と関係がある場合
- ・欠席が続く場合

※ 事件性が疑われる場合は直ちに警察へ相談・通報、児童虐待が疑われる場合は直ちに市町村・児童相談所等へ相談・通告する。

(11) 要因が複数考えられるケース ～事例～

このページの使い方 ①見開き左ページ「事例」を読み、右ページ「対応のポイント」を確認。②「対応のポイント」は、記載されている以外にも考えられます。③研修等で、「事例」についてグループで検討する使い方もできます。④「キーワード」は、インターネットで関連する情報を検索する際に活用してみてください。

事例1

A子は小学5年生の2学期にインターネットのSNS内で、学級の仲の良い友達とトラブルになったことから疎外感を覚えるようになり、それが原因で学校生活そのものが嫌になってしまった。3学期にはすっかり不登校となり、家からもなかなか出られない状況になった。

母は大変心配し、学校のSCに定期的に相談するようになった。相談の中でSCの勧めもあり、A子は次第に市の教育支援センター（適応指導教室）に通えるようになった。

6年生に進級すると、学級編成があり、学級担任も他校から転勤してきた教職員に替わった。経験豊富なこの学級担任は始業式の日A子の家へ家庭訪問を行い、初めて母と会った。学級担任が母に「私は長年教員生活を送っているので、不登校のお子さんには慣れております」と挨拶した。母を安心させようとした挨拶だったが、母はこの発言以降、学級担任に不信感を持つようになり、A子はその後登校することはなかった。

事例2

B男は、小学1年生のときに登校を渋る状況が見られたものの、その後は長期欠席もなく進級してきた。小学3年生になり、B男は立候補して学級委員となった。B男は、正義感が強く間違ったことが嫌いで、授業中や清掃時にふざける他の児童に対して度々注意をしていた。学級担任からは、「いつもありがとう。本当に頼りになるよ」と声をかけられ、学校生活の全てにおいて手を抜かずに頑張るようになっていった。

2学期に入ると、最初は言うことを聞いていた児童たちも、B男の度重なる注意に嫌気がさしてきたのか反抗的な態度を取るようになってきた。ある日の学年集会のときに、B男の学級だけが騒がしく注意を受けた。集会後、教室に戻ったB男が立っていたところを男子児童がはやし立てたため、B男は怒って机を蹴飛ばした。その場面をたまたま他学年の教職員が目撃。B男を別室で指導しようとしたが落ち着かない状況であったので、保護者を呼んで家に連れて帰ってもらった。

翌日からB男は学校を休み、家庭訪問を行ってもB男と会えない日が1か月以上続いている。

事例3

小学4年生のC子は、おとなしい性格であり、友達も少なく、いつも一人でいることが多かった。運動や勉強に対して自信がなく、国語の読み書きが特に苦手であった。C子の学級では元気の良い男子が多く、学級担任も声が大きくてにぎやかな雰囲気であった。

ある日、学級の男子数名が、学級担任から大きな声で叱られている場面に遭遇した。C子はそのとき以降、教室に入ることができなくなった。学校はC子に対して、保健室や使われていない教室を利用して学習指導等を行っていたが、休み時間になり児童の声が聞こえるとベッドの中や書類棚の後ろに隠れるようになった。その後、遅刻や早退が増え、欠席が続いて不登校となった。

心配したC子の保護者が病院を受診すると、急性ストレス障害と診断された。保護者は診断名を学年主任に伝えて対応をお願いしたが、学級担任が家庭訪問をしてもC子に会うことはできず、学校に登校できない日々が3か月以上も続いている。

(11) 要因が複数考えられるケース ～対応のポイント～

「対応のポイント」について、理解をさらに深めるために、本資料集の関連するページを参考にしてください。

事例1～対応のポイント～

〈考えられる不登校の要因〉 ○本人に係る要因 ●学校、家庭に係る要因

○「学校における人間関係」に課題を抱えている ○不安の傾向がある ●いじめ
●いじめを除く友人関係をめぐる問題 ●教職員との関係をめぐる問題 ●進級時の不適応

◇学校を欠席しているという状態は同じでも、不登校に至る経緯や本人の思いはそれぞれ違う。丁寧に接し、教職員の経験や思い込みだけで発言せず、謙虚に本人や保護者との信頼関係を築く姿勢を持って対応する。

◇進級時や学級担任が替わる時は、前年度の学級担任やS C・教育支援センター（適応指導教室）などから話を聴き、広い視野に立ってより丁寧な引き継ぎを行い、以後の対応に生かす。

キーワード

「ネットいじめ」「スクールカウンセラー」「教育支援センター（適応指導教室）」「進級時の不適応」

事例2～対応のポイント～

〈考えられる不登校の要因〉 ○本人に係る要因 ●学校、家庭に係る要因

○「学校における人間関係」に課題を抱えている ●いじめ
●いじめを除く友人関係をめぐる問題 ●進級時の不適応

◇なぜ学級が落ち着かないのかについて学級担任が客観的に学級を見立て、学級経営を見つめ直し、学級委員のみに頼らない学級経営を行う。

◇B男の学級委員としての頑張りや苦しみ・悩みを共感的に理解しようと寄り添い、さらにB男の特性や小学1年生のときの登校渋りについてケース会議等で情報を集めて組織で対応を考える。

キーワード

「学級経営等の在り方 調査研究」「児童生徒理解・教育支援シート」「児童生徒への声掛け」

事例3～対応のポイント～

〈考えられる不登校の要因〉 ○本人に係る要因 ●学校、家庭に係る要因

○「学校における人間関係」に課題を抱えている ○不安の傾向がある
●いじめを除く友人関係をめぐる問題 ●教職員との関係をめぐる問題

◇学校（学級）には、様々な性格や特徴を持った児童生徒がいて、児童生徒一人一人にとって学校（学級）は「安心安全」な場所でなければならないことを常に意識する。

◇保護者の了解を得て、学校は医療機関と連携して医師からの指示を受けながら今後の対応を組織として（チームで）検討する。

キーワード

「児童生徒理解」「ストレスマネジメント教育」「不登校における医療機関との連携」

(11) 要因が複数考えられるケース ～事例～

このページの使い方 ①見開き左ページ「事例」を読み、右ページ「対応のポイント」で確認。②「対応のポイント」は、記載されている以外にも考えられます。③研修等で、「事例」についてグループで検討する使い方もできます。④「キーワード」は、インターネットで関連する情報を検索する際に活用してみてください。

事例4

D子は、小学校のときから成績は優秀だったが、中学入学時にはなかなか友達ができずにいた。部活動に入部してからは友達も増え、3年生になると部長として活躍した。

ある日、部活動でとても仲の良かった友達と些細なことでケンカをし、そのことが原因でD子の悪口がSNS上に流れて、大きなトラブルとなった。学校は、部活動顧問が中心になり、関わった生徒たちに丁寧に事情を聴いて話し合いの場を設けてトラブルの解決を図った。その件があって以降、D子は一人であることが増え、定期テストの結果も急激に低下した。テスト結果が全て出た後、D子は学校に登校しなくなった。

学級担任は母と話をしようと電話をしたが、「腹痛で休ませます」と言うのみで、それ以上D子のことについて話ができません、1か月半が過ぎた。

事例5

中学2年生のE男は、小学生のとき、隣の県から引っ越してきた。小学校は急な転校のため不登校気味であった。中学に進学し、学校のルールが守れないことが多く、頻繁に注意を受けていた。部活動には熱心に取り組んでいたが、学習に関しては苦手意識が強く、特に数学では基本的な計算問題を解くことができなかった。

7月、学級担任の授業中に何人かとおしゃべりをしていて注意を受けたが、E男は自分だけ注意されたと思い、納得がいかに学校を飛び出してしまった。その日以来、遅刻や欠席が多くなり、夏休みは、インターネットゲームに熱中して昼夜逆転の生活になり、家出も繰り返すようになった。他校の生徒とも関係を持つようになり、飲酒や喫煙をしているとの噂もあった。

2学期に入ってからは一度も学校へ登校していない。本人はもちろん、保護者との連絡も取れない日が続いている。

事例6

F男は自由で楽しい高校生活を過ごしたいと考えた。そこで、校則や生徒指導があまり厳しくない自由な校風だという情報があったX高等学校を受検し、入学した。

入学してみると生徒指導は想像していたより厳しかった。1学期、服装・持ち物・授業中のルールについて、F男は何度か学級担任や生徒指導の教職員に注意を受けていた。

夏休み中にアルバイトを始め、2学期に入るとアルバイトで帰宅が深夜になって遅刻や欠席が多くなっていった。11月には欠席が増え、このままでは進級が危ない状況になった。学級担任が話をするとF男は、「学校をやめたい」と言い張り、理由を聞くと「面倒くさい」とそれ以上は語ろうとしなかった。学級担任は保護者に現状を伝えて協力を求め、父は家で学校へ行くように厳しくF男を叱った。それを嫌がったF男は、アルバイトを辞めて自分の部屋にひきこもるようになった。

(11) 要因が複数考えられるケース ～対応のポイント～

「対応のポイント」について、理解をさらに深めるために、本資料集の関連するページを参考にしてください。

事例4～対応のポイント～

〈考えられる不登校の要因〉○本人に係る要因 ●学校、家庭に係る要因

- 「学校における人間関係」に課題を抱えている ○不安の傾向がある
- いじめ ●学業の不振 ●進路に係る不安 ●部活動への不適応

◇D子に関して、「進路指導」と「部活動指導」の中での課題を整理して、養護教諭やSCなどと協力してD子の話を聴ける体制を整える。

◇学級担任のみで対応するのではなく、管理職・学年主任・生徒指導主事・進路指導主事・部活動顧問・養護教諭・SC等を含んだケース会議を開き、D子の支援策を検討して、母へ丁寧に説明をする。

キーワード

「人間関係づくり」「部活動 指導法」「ネットいじめ」「保護者対応」

事例5～対応のポイント～

〈考えられる不登校の要因〉○本人に係る要因 ●学校、家庭に係る要因

- 「あそび・非行」の傾向がある ○不安の傾向がある ●入学時の不適応
- 学業の不振 ●学校のきまり等をめぐる問題 ●家庭に係る状況

◇発達の特性などについて、小学校からの引き継ぎ内容を中学校が把握する。特に、他の市町村や都道府県からの転校の場合は、情報も少なく、引き継ぎが不十分になりやすい。

◇発達の特性（P76参照）を理解し、対応ができるように学校内で共有する。

◇早い段階で近隣学校の生徒指導主事の間で情報交換を行い、少年センターや警察にも協力を要請する。

キーワード

「発達障害と生徒指導」「ユニバーサルデザインの視点」「学校と警察との連携」

事例6～対応のポイント～

〈考えられる不登校の要因〉○本人に係る要因 ●学校、家庭に係る要因

- 「あそび・非行」の傾向がある ○「無気力」の傾向がある
- 学校のきまり等をめぐる問題 ●家庭に係る状況

◇志望の動機や中学校の様子など、中学校からの情報を入学後の早い段階で把握し、進学する際の不適応を軽減する（P42参照）。

◇ルールがあることの意義とそれを守ることの大切さをわかりやすい言葉で繰り返し伝え、ルールや権威に対する反抗・反発も思春期の特徴であることから、早急に結果だけを求めず、F男の成長を長い目で見守る。

◇F男への登校刺激の与え方についてはもちろん、欠席による進級が心配されることについても両親と本人・学校で十分に話し合う必要がある。

キーワード

「進路指導 キャリア教育」「規範意識をはぐくむ生徒指導」「中途退学」「家庭教育」